

4. 根室市青少年相談室設置規則

平成17年 3月28日教育委員会規則第3号
改正 平成19年 7月11日教育委員会規則第5号
平成20年 3月31日教育委員会規則第15号
平成29年11月 1日教育委員会規則第5号
令和 2年 2月13日教育委員会規則第2号

根室市青少年相談室設置規則（昭和41年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 青少年の健全な育成を助長することを目的とし、青少年の育成に関係のある各機関及び団体が連絡協調を図り、有効適切な指導育成活動を実施するため、本市に根室市青少年相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

（位置）

第2条 相談室は、根室市緑町2丁目19番地に置く。

（開館時間及び休館日）

第3条 相談室の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

（1）開館時間 午前9時から午後5時まで

（2）休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間の変更又は臨時に休館及び開館することができる。

（事務）

第4条 相談室は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。

（1）青少年の相談及び補導に関すること。

（2）青少年の非行に関すること。

（3）青少年関係機関及び団体相互の情報交換並びに連携に関すること。

（4）その他必要な事務

（職員）

第5条 相談室に次の職員を置く。

（1）室長

（2）青少年教育相談員

（3）補導委員

（4）その他の職員

2 室長には、教育委員会社会教育課長をもって充てる。

3 青少年教育相談員は、青少年の健全育成に関し知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

4 補導委員は、おおむね次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

（1）民生福祉関係

（2）教育関係

（3）法務関係

（4）学識経験者

（5）市職員

（6）その他

5 その他の職員には教育委員会社会教育課職員をもって充てる。

(補導委員の任期)

第6条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 室長は、上司の命を受けて室務を処理し、所属職員を指導監督する。

2 青少年教育相談員は、青少年の育成、相談及び非行防止並びにこれらに関する広報活動その他上司の指示する室務に従事する。

3 補導委員は、青少年の補導及び非行防止に従事する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて室務に従事する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月11日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日教委規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

根室市青少年相談室職員名簿

令和3年5月1日現在

| 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----------|-----------|----------|
| 室 長 | 餅 崎 幸 寛 | 社会教育課長 |
| 職 員 | 鈴 木 勝 彦 | 社会教育主査 |
| 〃 | 中 澤 愛 樹 | 社会教育主査 |
| 〃 | 笠 島 康 之 | 社会教育担当 |
| 〃 | 下 内 沙 織 | 社会教育担当 |
| 〃 | 岡 本 久 瑠 海 | 社会教育担当 |
| 〃 | 伊 藤 貴 成 | 社会教育担当 |
| 青少年教育相談員 | 吉 川 禎 | 会計年度任用職員 |